

令和7年度大学等進学サポート事業募集要項



※注意事項※

● 決定通知が届いた後、渡航費用を請求する際は、県外大学等又は本島内大学等へ渡航したこと、渡航するために要した費用を証明する書類が必要となります。

- ① 航空券（乗船券）の領収書と搭乗証明書
- ② 新幹線の領収書や乗車券
- ③ 宿泊費の領収書や宿泊証明書
- ④ 1乗車（乗り継ぎ不可）1,000円以上の電車・バスの領収書や乗車券
- ⑤ 受験や進学を証明する資料



※受験票(写)、検定料の領収書(写)、合否通知(写)等



上記証明書類を紛失することのないよう大切に保管してください。

(8月の申請時には提出不要です。)

1 目的

この事業は、大学等へ進学意欲がある高校生に受験、進学又は合格後に進学先から出席要請を受けた行事への参加にかかる渡航費用を支給することで、経済的な負担の軽減、安心して学業に専念できる環境を確保することを目的として行うものです。



2 対象者

この事業の対象者は、次の要件を満たす高校生等とします。



- (1) 支援対象年度に、以下のいずれかに現住所を有していること。
 - ア 沖縄県外大学等の進学に係る渡航費用支援 沖縄県
 - イ 沖縄本島大学等の進学に係る渡航費用支援 沖縄県内離島
- (2) 大学等への進学に意欲を有していること。
- (3) 支援対象年度に以下のいずれかに該当すること。
 - ① 保護者等が児童扶養手当を受給していること。
※児童扶養手当とは、ひとり親家庭等に対して支給される手当のことです。
 - ② 保護者等が所在市町村の条例で定める住民税所得割非課税世帯であること
 - ③ 児童福祉法に基づき、里親等に委託され、又は児童養護施設等に入所しているこども（以下、「措置決定者」という。）であること。

「高校生等」とは、高等学校等修学支援金の支給に関する法律第2条に規定する以下の学校の生徒及び高卒認定資格試験に合格した18歳に達した年度の者等をいいます。

- ・国公私立の高等学校（全日制、定時制、通信制）
- ・特別支援学校（高等部）
- ・専修学校高等課程
- ・高等専門学校（第1学年～第3学年）
- ・各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校（告示で指定）

3 対象となる渡航目的



沖縄県を起点とした県外大学等又は沖縄県内離島を起点とした本島大学等への渡航で、以下の内容を目的としたものに限ります。



- (1) 大学や専門学校の受験に係る渡航

※2つ以上の受験も請求可能

※不合格、未進学の場合も受験に係る渡航費は請求可能

- (2) 進学が決定した大学や専門学校への進学にかかる渡航

- (3) 合格後に進学が決定した大学や専門学校から進学決定後に出席要請を受けた行事参加に係る渡航（オリエンテーション、体験講座 等）



4 対象となる進学先

沖縄県外又は沖縄本島に所在し、学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校（一般課程を除く。）等になります。

※該当するかは以下の文部科学省のサイトでご確認ください。

（外部ページに遷移します。）

大学

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ichiran/mext_01853.html

高等専門学校

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kousen/

専修学校

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1332563.htm

5 給付内容

以下に掲げる費用が対象となります。

- (1) 交通費（航空賃、船賃、新幹線料金）

- ① 渡航複数回分の費用請求可能。ただし、進学時は片道分のみ請求可能。
- ② 1乗車1,000円以上の長距離バスや特急電車など（以下、「乗車賃」とい



う。) は、領収書等（乗車日、料金がわかるもの）の添付があれば請求可能。

(2) 宿泊費

(3) 旅行雑費（1乗車1,000円未満のバスや電車等の費用） 1日1,000円

※(1)で1乗車1,000円以上の乗車賃を請求する場合、請求した日の旅行雑費は500円とする。

※原則タクシー賃は給付対象に含まれません。



給付上限額は、県外大学等は10万円、本島大学等の場合は5万円です。

※原則として**本人のみが支援対象です。**

※上限を超える費用については、自己負担となります。

※離島から県外大学・本島大学の両方を受験する場合、上限額は**10万円です。**



6 給付予定者数

事業予算の範囲内で給付人数を決定します。

申請者数が事業予算の上限を上回った場合、給付対象は世帯の状況を確認し決定します。



7 申請について

渡航費用の給付を受けるには、①**支援申請書提出後に決定を受け**、
②**令和8年4月10日までに請求書を提出する必要があります。**



(1) 支援申請書の提出

次の書類を沖縄こどもの未来県民会議事務局（沖縄県青少年育成県民会議）へ提出してください。

- ① 支援申請書（様式第1号）
- ② 高校生等であることを証明できるもの又は高卒認定資格取得を証明できるもの（例：学生証の写し、高卒認定に係る合格証明書の写し等）
- ③ 住民票謄本原本（続柄・本籍記載あり、マイナンバー記載なし）
- ④ 保護者の課税証明書原本（住民税所得割非課税であることがわかり、所得金額等の記載があるもの）

※ 保護者が2名の場合は2名分

- ⑤ 以下のいずれかに該当する場合は提出してください。
- ア 保護者等が児童扶養手当を受給している場合 児童扶養手当受給者証の写し
 - イ 里親に委託又は児童養護施設等に入所している場合 措置決定通知書の写し

(2) 提出方法・期限



① 提出方法

沖縄県青少年育成県民会議へ郵送又は直接持参にて提出

ア 郵送

「一般書留」又は「簡易書留」にて郵送

イ 直接持参

毎週月曜日から金曜日まで（祝日除く）の8時30分から17時まで受付

② 提出期限

令和7年10月6日（月） ※当日17時必着

追加募集：令和8年1月30日（金） ※当日17時必着

③ 提出先

〒900-0036 沖縄県那覇市西3丁目11番1号 三重城合同庁舎4階

（公社）沖縄県青少年育成県民会議

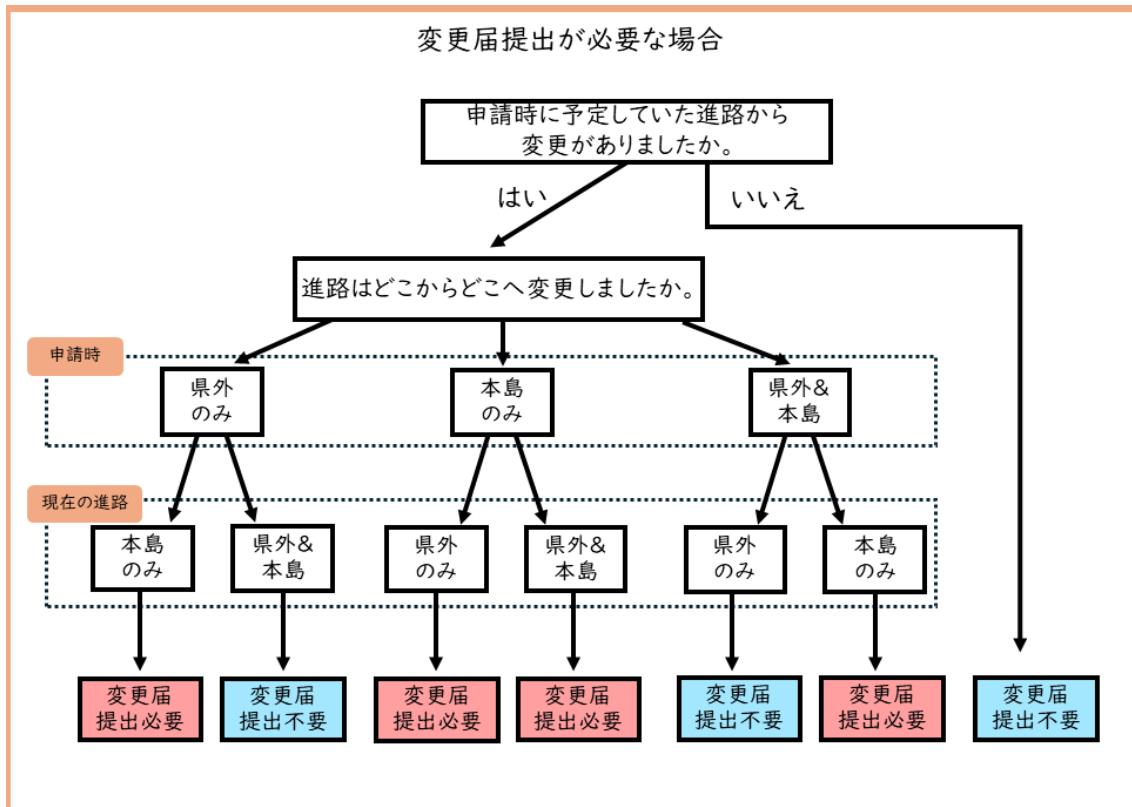
（沖縄こどもの未来県民会議事務局 県外大学等進学サポート事業担当
あて）

(3) 支援の決定及び通知

選定結果は、同県民会議事務局から応募者本人又は保護者等へ11～12月頃に通知します。追加募集については2月中旬頃までに通知する予定です。

8 給付上限額の変更

支援決定後に進路変更等により、給付上限額を変更の必要がある場合は速やかに沖縄こどもの未来県民会議事務局（沖縄県青少年育成県民会議）へ変更届を提出してください。（令和8年2月5日17時必着）



※変更届未提出の場合は、以下のとおりとなりますのでご留意ください。

- ・申請時に県外（又は県外・本島の両方）へ渡航を予定しており上限10万円で支援決定を受けたが、本島へのみ渡航した場合
→上限5万円の範囲で給付
- ・申請時に本島へ渡航を予定しており上限5万円で支援決定を受けたが、県外（又は県外・本島の両方）へ渡航した場合
→上限5万円の範囲で給付

9 支援決定者の渡航費用請求

(1) 渡航費用請求書の提出



支援決定となった後に、渡航費が上限額を超えた場合又は全ての渡航が完了した場合、請求書類に領収書等を添付して沖縄県青少年育成県民会議へ提出してください。（令和8年4月10日17時必着）

※請求書類の様式は選定結果通知とあわせて送付いたします。

※各種書類の詳細や証明書類の具体例は別表(8ページ)を参考にしてください。

(2) 提出方法・期限

① 沖縄県青少年育成県民会議へ郵送又は直接持参にて提出

ア 郵送

「一般書留」又は「簡易書留」を推奨しております。書留でない場合は到着確認ができませんのでご了承ください。

イ 直接持参

毎週月曜日から金曜日まで（祝日除く）の8時30分から17時まで受付

② 提出期限

令和8年4月10日（金）※当日17時必着

③ 提出先

〒900-0036 沖縄県那覇市西3丁目11番1号 三重城合同庁舎4階
 (公社) 沖縄県青少年育成県民会議
 (沖縄こどもの未来県民会議事務局 大学等進学サポート事業担当あて)
 TEL : 098-861-3463



(3) 審査・支払い

提出書類を審査し、不備がなければ給付事務担当である「公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議」を通して請求から1か月程度で支給額決定通知を送付し、支援者本人又は保護者等の口座に直接振込みます。振込みは順次行いますので、入金は請求時に指定した振込先口座をご確認ください。



10 その他・注意事項



(1) 類似事業との併用について

本事業と類似の、公的機関が実施する県外大学等の受験・進学に係る渡航費用支援事業の対象となっている場合、併用はできません。

(2) 申請の取消について

申請後、諸事情により取消しする場合、速やかに沖縄県青少年育成県民会議へ報告してください。

(3) 申請書の紛失等について

申請書及び手引書等を紛失した場合、沖縄こども未来県民会議ホームページにデータを掲載しておりますので、各自ダウンロードしてください。

(右のQRコードを読み込み、HPをご覧ください。)



(4) 支援の取消について

次のいずれかに該当した場合は、支援を取消し、給付した渡航費用の一部又は全部の返還を求めることがあります。

- ① 申請書類等に虚偽の記載があると判明したとき
- ② 給付した渡航費用を目的外に利用していることが判明したとき
- ③ その他対象者としてふさわしくない非違行為があったとき
- (5) 支援の対象者について

支援の対象は原則として本人のみとします。



11 お問い合わせ先

支援対象者決定、事業内容に関すること

沖縄県こども未来部こども家庭課

TEL : 098-866-2174 Mail : a022004@pref.okinawa.lg.jp

提出書類に関すること

沖縄県青少年育成県民会議

(沖縄こどもの未来県民会議事務局 県外大学等進学サポート事業担当)

TEL : 098-861-3463 Mail : singaku@okinawakenminkaigi.com

別表 請求に必要な申請書類について

	共通書類	渡航目的証明	交通費	宿泊費
受験時	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書（様式第6号） ・通帳の写し（銀行、支店名、口座番号、名義が分かるもの） ・アンケート <p>※電子申請の場合 は提出不要</p>	<p>以下の<u>いざれか</u>を提出（②または③を提出する場合は受験日・場所が分かる書類も提出）</p> <p>①受験票（写） ②合否通知（写） ③受験料の領収書（写）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書 ・予約詳細画面（金額、経路、日付、人数が分かる資料を提出） 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書 ・予約詳細画面（金額、経路、日付、人数が分かる資料を提出）
進学時		<p>以下の<u>いざれか</u>を提出</p> <p>①合格通知（写） ②入学許可証（写） ③在籍証明書（写）</p>	受験時に同じ ※片道分のみ申請可能	受験時に同じ
進学先の行事参加		<p>①進学先からの案内通知 ②出席必須行事及び旅費不受給証明（様式第7号）</p>	受験時に同じ	受験時に同じ
<p style="text-align: center;">※ご注意ください※</p> <p>①受験・進学・その他全て含めて支給上限は、県外：10万円、本島：5万円、県外・本島両方：10万円となります。</p> <p>②支給は、申請者本人分のみです。複数人分の領収書の場合、人数で割った金額を一人分として支給します。</p> <p>③支給決定額は請求額と異なる場合があります。（証明書類が確認できない場合、上限額を超えている場合など）</p>				